

## 労働者派遣法の抜本改正と、徹底審議を求める意見書

不当な派遣切りなどの事態を二度と繰り返させないために、労働者派遣法の抜本改正はきわめて重要な政治課題であり、その実現は急務である。

しかし政府の改訂案には、財界の圧力に屈したとしか言いようのない「大穴」があいており、その実効性につよい疑問の声があがっている。

重大な問題点が数多く指摘されている政府案を、このまま拙速な審議で成立させるのではなく、必要な修正を加えたうえ、徹底審議をつくり、真に実効ある抜本改正をおこなうよう、つよく求めるものである。

### 記

- 一、製造業への派遣については、いかなる例外も認めることなく、全面禁止とすること。
- 一、登録型派遣についての「禁止の例外」の範囲を縮小し、真に専門的な業務に厳しく制限すること。
- 一、日雇い派遣については、全面的に禁止すること。
- 一、違法派遣があった場合、派遣先が当該派遣労働者に労働契約を申し込んだものとみなす、いわゆる「みなし雇用」は、期間の定めのない雇用契約で、直接雇用したものとすること。
- 一、派遣労働者の賃金などの労働条件については、派遣先労働者との「均衡」ではなく、均等待遇を保障すること。
- 一、改正法の施行を先延ばしすることなく、すみやかに実施すること。また派遣労働者が法改正で職を奪われることのないよう、万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。